令和6年2月22日総務部総務課

江東区事務手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

戸籍法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 戸籍法の一部改正に伴い、広域交付による戸籍証明書(戸籍謄本)等の発行手数料、戸籍電子証明書等の請求に対する戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る事務手数料等を新たに定める。(別表第2関係)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴い、当該法 律名を引用する規定を改める。(別表第6、別表第8関係)

改正前:建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

改正後:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

(3) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正により、東京都知事の権限に属する事務のうち特別区が処理することとする事務から、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務が削除されたことに伴い、当該事務に係る手数料のうち、延べ面積が一万平方メートルを超える建築物に係る手数料の規定を削る。(別表第7関係)

3 施行期日

令和6年3月1日。ただし、(2)については令和6年4月1日から施行する。

	現行						改正案		
本則 (略)				本具	(H	各)			
別表第1 (略)				別表	表第 1	(略)			
別表第2 区民部関	係手数料	(第6条関係	₹)	別表	表第 2	区民部関	係手数料	(第6条関係	Ŕ)
事務	手数料の	額	徴収		事	務	手数料の	額	徴巾
	名称		時期				名称		時期
1 戸籍法(昭和2	戸籍謄本	1 通につき	(略)	1	戸籍法	去(昭和2	戸籍 <u>の</u> 謄	1 通につき	(略
2年法律第224	又は抄本	4 5 0		4	2 年法律	津第224	本又は抄	4 5 0	
号)第10条第1	の交付手	円。ただし、		5	号) 第 1	0 条第 1	本の交付	円。ただし、	
項、第10条の2	数料	戸籍の全部		Į	頁、第1	10条の2	手数料	戸籍証明書	
第1項から第5項	戸籍の全	又は個人を		复	第1項カ	いら第5項	戸籍証明	の証明書自	
まで若しくは第1	部、個人	<u>証明した</u> 戸		orf.	まで若し	くは第1	書の交付	動交付機に	
26条の規定に基	又は一部	籍証明書の		4	26条0)規定に基	手数料	よる交付の	
づく戸籍の謄本若	を証明し	証明書自動		_	づく戸第	番の謄本若		場合は、1	
しくは抄本の交付	た戸籍証	交付機によ		ſ	しくは担	少本の交付		通につき	
又は同法第120	明書の交	る交付の場		7	スは同法	法第120		3 5 0 円	
条第1項若しくは	付手数料	合は、1通		3	条第1項	頁、第12	_		
第126条の規定		につき 3		<u> </u>)条の2	2 第 1 項 若			
に基づく <u>磁気ディ</u>		5 0 円		J	_くは第	第126条			
スクをもって調製				0	り規定に	こ基づく <u>戸</u>	_		
された戸籍に記録				<u>¥</u>	#証明書	費の交付			
されている事項の									
全部若しくは一部									
を証明した書面の									
交付									
2 戸籍法第10条	戸籍の記	証明事項1	交 付	2	戸籍法	去第10条	戸籍の記	証明事項1	交(
第1項、第10条	載事項証	件につき	申請	至	售1項、	第10条	載事項証	件につき	申言
の2第1項から第	明書の交	3 5 0 円	のと	0	つ2第1	1 項から第	明書の交	3 5 0 円	の
5項まで又は第1	付手数料		き	Ĺ	5 項まで	で又は第1	付手数料		き
26条の規定に基				4	26条0	の規定に基	:		
づく戸籍に記載し					づく戸籍	籍に記載し			
た事項に関する証				1	と事項に	こ関する証			
明書の交付				P	月書の交	を付			
				3	戸籍法	去第120	戸籍電子	戸籍電子証	発
				1	条の3算	第2項の規	証明書提	明書提供用	申言
				<u>Ž</u>	官に基~	づく戸籍電	供用識別	識別符号1	の .
				=	产証明書		符号の発	件につき	き
				<u>5</u>	別符号0	り発行(情	行手数料	400円	
				<u></u> 幸	设通信打	支術を活用			

	111		I
		した行政の推進等	
		に関する法律 (平	
		成14年法律第1	
		51号)第7条第	
		1項の規定により	
		同法第6条第1項	
		に規定する電子情	
		報処理組織を使用	
		する方法(総務省	
		令で定めるものに	
		限る。以下この項	
		において同じ。) に	
		より戸籍電子証明	
		書提供用識別符号	
		の発行を行う場合	
		(当該発行に係る	
		戸籍電子証明書の	
		請求が同条第1項	
		の規定により同項	
		に規定する電子情	
		報処理組織を使用	
		する方法により行	
		われた場合に限	
		る。)における当該	
		発行及び戸籍電子	
		証明書提供用識別	
		符号の発行に係る	
		戸籍電子証明書の	
		請求を行う者が同	
		時に当該戸籍電子	
		証明書が証明する	
		事項と同一の事項	
		を証明する戸籍の	
		謄本若しくは抄本	
		又は戸籍証明書の	
		請求を行う場合に	
		おける当該発行を	
	(wt:)	除く。)	/
3 戸籍法第12条除籍謄本(略)	(略)	4 戸籍法第12条除籍 <u>の</u> 謄 (略)	(略)
の2において準用又は抄本		の2において準用本又は抄	
する同法第10条の交付手		する同法第10条本の交付	

第1項若しくは第数料	第1項若しくは第手数料
10条の2第1項除籍の全	10条の2第1項除籍証明
から第5項までの <u>部、個人</u>	から第5項までの書の交付
規定若しくは同法又は一部	規定若しくは同法手数料
第126条の規定を証明し	第126条の規定
に基づく除かれたに除籍証	に基づく除かれた
戸籍の謄本若しく明書の交	戸籍の謄本若しく
 は抄本の交付又は付手数料	は抄本の交付又は
同法第120条第	
	1項、第120条
26条の規定に基	<u>の2第1項若しく</u>
づく磁気ディスク	は第126条の規
をもって調製され	定に基づく除籍証
た除かれた戸籍に	明書の交付
記録されている事	
項の全部若しくは	
一部を証明した書	
<u> </u>	
4 戸籍法第12条除籍の記証明事項1交付	
の2において準用載事項証件につき 申 請	
する同法第10条明書の交450円 のと	
第1項若しくは第付手数料 き	第1項若しくは第付手数料 き
10条の2第1項	10条の2第1項
から第5項までの	から第5項までの
規定又は同法第1	規定又は同法第1
26条の規定に基	26条の規定に基
づく除かれた戸籍	
に記載した事項に	
関する証明書の交	
付付	
	6 戸籍法第120除籍電子除籍電子証発 行
	条の3第2項の規証明書提明書提供用申請
	定に基づく除籍電供用識別識別符号1のと
	子証明書提供用識符号の発件につきま
	別符号の発行(情行手数料 700円
	報通信技術を活用
	した行政の推進等
	に関する法律第 7
	より同法第6条第
	1 項に規定する電
ji li	111

		子情報処理組織を
		使用する方法によ
		り除籍電子証明書
		提供用識別符号の
		発行を行う場合
		_(当該発行に係る
		除籍電子証明書の
		請求が同項の規定
		により同項に規定
		する電子情報処理
		組織を使用する方
		<u> 法により行われた</u>
		場合に限る。)にお
		ける当該発行及び
		<u>除籍電子証明書提</u>
		供用識別符号の発
		行に係る除籍電子
		証明書の請求を行
		う者が同時に当該
		除籍電子証明書が
		証明する事項と同
		一の事項を証明す
		る除かれた戸籍の
		謄本若しくは抄本
		又は除籍証明書の
		請求を行う場合に
		おける当該発行を
		<u>除く。)</u>
5 戸籍法第48条届出の受 (略)	(略)	<u>7</u> 戸籍法第48条届出の受 (略) (略)
第1項(同法第1理証明書		第1項(同法第1理証明書
17条において準の交付手		17条において準の交付手
用する場合を含数料		用する場合を含数料
む。)の規定に基づ届書等の		む。)の規定に基づ届書記載
く届出若しくは申記載事項		く届出若しくは申事項証明
請の受理の証明書証明書の		請の受理の証明書書の交付
の交付又は同法第交付手数		の交付、同法第4手数料
48条第2項(同料 法第117条にお		8条第2項(同法 第117条におい届書等情
佐弟II 7 衆にわ		
を含む。) 若しくは		合む。)若しくは第明書の交
第126条の規定		1 2 6 条の規定に付手数料
カエ20本のがた	1 1	120木の焼たに <u>凹于数杯</u>

6 戸籍法第48条届書等の書類1件に (略) 第2項(同法第1 閲覧手数 つき 35 17条において準料 の円 用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務 10円

備考 (略)

別表第9

(略)

別表第3~別表第5 (略)

別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係) (略)別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添1のとおり)別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添3のとおり)

基づく届書その他			
区長の受理した書			
類に記載した事項			
の証明書の交付 <u>又</u>			
は同法第120条			
の6第1項の規定			
に基づく届書等情			
報の内容の証明書			
<u>の交付</u>			
8 戸籍法第48条	届書等の	書類 <u>又は届</u>	(略)
第2項(同法第1	閲覧手数	書等情報の	
17条において準	料	内容を表示	
用する場合を含		<u>したもの</u> 1	
む。)の規定に基づ		件につき	
く届書その他区長		3 5 0 円	
の受理した書類を			
閲覧に供する事務			
又は同法第120			
条の6第1項の規			
定に基づく届書等			
情報の内容を表示			
したものを閲覧に			
供する事務			
9 (略)			

備考 (略)

別表第3~別表第5 (略)

別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係) (略)別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添2のとおり)別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添4のとおり)

別表第9 (略)

附 則

この条例中別表第2及び別表第7の改正規定 は令和6年3月1日から、別表第6及び別表第 8の改正規定は令和6年4月1日から施行す る。 現行 (別添1)

別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第6条関係)

(第6条	·関係)		
事務	手数料の名称及び額		徴収
- 1 277	近出来 建		時期 認定
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(中誌に併せて邦古の任農素化の	
	促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出か		
	築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法		
	に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基		
	1 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加え		
関す	(1) 申 (略)	- F-	
る法	請にイ 共同(略)		
律第	併せ 住 宅 等(イ) 共用部 (略)		
5 4	て区 (共同住 分(住宅 当該部分の床面積の	合計が5, 126,000円	
条第	長が 宅、長屋 の用途に 000平方メートル	を超え、1	
1項	指定 その他一 供する共 0,000平方メート	・ル以内の	
の規	する 戸建て住 用廊下、 もの		
定に基づ	者 宅以外の 共用階段 当該部分の床面積の		
を受ける	(以 住宅をい その他共 0,000平方メー 下 う。以下 用部分を 2,25,000平方		
炭素		1メートル	
建築	20 21 211 3 2	<u> </u>	_
物新	合性 下同 当該部分の床面積の 確認 じ。) 5,000平方メート		
築等	機	ンルを超え	
計画	関」 (ウ) 非住宅 (略)		-
の認	といりの部分と認識のおかりのは面積の	合計が5, 126,000円	-
定の	う。 (住戸の 000平方メートル)		
申請	3 部分及び 0.000平方メート		
に対	作成 共用部分 もの		
する	した 以外の部 当該部分の床面積の	合計が1 160,000円	
審査	都市 分をい 0,000平方メー		
	の低 う。以下 炭素 同じ) 以内のもの	ラメートル	
	11.0 N1107 0 07	A 21 12 2	_
	四次 国		
	促進	・ルを超え	
	する ウ ア及 (略)		1
	法律 バイ以外 建筑物の延べ面積が5 000平ち	ラメートル 126,000円	-
	第5 の建築物を超え 10 000平方メートル		
	4条 ₍₁₎		
	第1 建築物の延べ面積が10,000平	*方メート 160,000円	
	「現合		
	号に 掲げ - ************************************		
	ス 其	ゼ方メート 200,000円	
	準に ルを超えるもの		
	適合		
	して		
	いる		
	こと		
	を示し		
	す書		
	類が		
	提出		
	され		
	た場		
	(2) (略)		1
	(1) イ 共同(略)		1
I			.

1 121	1	/)	[(m/c)		
以外	住宅等	(イ) 共用部	(略)		0.00 =
の場		分	当該部分の床面積の合計が5,	359,	000円
合			000平方メートルを超え、1		
			0,000平方メートル以内の		
			もの		
			当該部分の床面積の合計が1	429,	000円
			0,000平方メートルを超		
			え、25,000平方メートル		
			以内のもの		
			当該部分の床面積の合計が2	500,	000円
			5,000平方メートルを超え		
			るもの		
		(ウ) 非住宅	(略)		
		の部分	当該部分の床面積の合計が	670,	000円
			5,000平方メートルを超		
			え、10,000平方メート		
			ル以内のもの		
			当該部分の床面積の合計が1	789,	000円
			0,000平方メートルを超	•	
			え、25,000平方メートル		
			以内のもの		
			当該部分の床面積の合計が2	900,	000円
			5,000平方メートルを超え	,	
			るもの		
	ウア及	(略)	10.0		
	びイ以外	建築物の延べ	面積が5,000平方メートル	670.	000円
			,000平方メートル以内のも	- · - ,	
	1 2 2 3 10 10	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		建築物の延べ	面積が10,000平方メート	7 8 9	000円
			5,000平方メートル以内の	105,	0 0 0 1 1
		もの	5, 000 737 170 pr 100		
			面積が25,000平方メート	9.0.0	0.0.0 🖽
		産業物の無へ ルを超えるも		<i>3</i> 0 0,	
都 低炭素建	1 筑版系统公	ルを超えるも 計画変更認定	The state of the s		3
			中間子数付 じて、次に掲げる額(申請に併せ	トて都市の相	-
			して、外に拘りる領(中間に併せ 「の申宗において淮田よる同法祭		

低炭 促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定 申請 素化 に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる のと の促額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、 進に 当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)

進に	当該昇降	:機 1 基につ	いて 同表の 1	0の頃又は11の頃に掲ける額	の手数料を加えた額)
関す	の手数料	を加えた額	į)		
る法	(1) 申	(略)			
律第	請に	イ 共同	(略)		
5 5	併せ	住宅等	(イ) 共用部	(略)	
条第	て適		分	当該部分の床面積の合計が5,	88,000円
1項	合性			000平方メートルを超え、1	
の規	確認			0,000平方メートル以内の	
定に	機関			もの	
基づ	が作			当該部分の床面積の合計が1	112,000円
く低	成し			0,000平方メートルを超	
炭素	た都			え、25,000平方メートル	
建築	市の			以内のもの	
物新	低炭			当該部分の床面積の合計が2	140,000円
築等	素化			5,000平方メートルを超え	
計画	の促			るもの	
の変	進に		(ウ) 非住宅	(略)	
更の	関す		の部分	当該部分の床面積の合計が5,	88,000円
認定	る法		> 0	000平方メートルを超え、1	, 1 •
の申	律第			0,000平方メートル以内の	
請に	5 4			£0	
Ī	•	•	•	, 9	·

対す	条第			当該部分の床面積の合計が1	1 1 2,	000円
る審	1項			0,000平方メートルを超	ŕ	
査	各号			え、25,000平方メートル		
т.	に掲			以内のもの		
	げる			当該部分の床面積の合計が2	1 4 0	000円
	基準				140,	0000
	を追			5,000平方メートルを超え		
		I I	(m fr)	るもの		
	合し	/ //				
	てい			面積が5,000平方メート	88,	000円
	るこ	の建築物	ルを超え、1	0,000平方メートル以内		
	とを		のもの			
	示す		建築物の延べ	面積が10、000平方メー	1 1 2,	000円
	書類		トルを超え、	25,000平方メートル以		
	が提		内のもの	,		
	出さ			面積が25、000平方メー	1 4 0	000円
	れた		トルを超える		140,	0 0 0 1 1
	場合		アルを超んる	800		
	·/// LI					
	(2)	(略)		<u>.</u>		
		イ 共同	(略)			
	以外		(イ) 共用部	(略)		
	の場	Tr 17-44		当該部分の床面積の合計が5,	205	000円
	合		分		205,	0008
	, II			000平方メートルを超え、1		
				0,000平方メートル以内の		
				もの		
				当該部分の床面積の合計が1	247,	000円
				0,000平方メートルを超		
				え、25,000平方メートル		
				以内のもの		
				当該部分の床面積の合計が2	290	000円
				5,000平方メートルを超え	200,	0 0 0 1 1
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
			(4) JE (4- t=	るもの		
		1	(ウ) 非住宅	(略)		
		1	の部分	当該部分の床面積の合計が5,	361,	000円
		1		000平方メートルを超え、1		
		1		0,000平方メートル以内の		
				もの		
		1		当該部分の床面積の合計が1	427.	000円
				0,000平方メートルを超	12.,	0 0 0 1 3
				え、25,000平方メートル		
				以内のもの	4.0.1	0.0.0.111
				当該部分の床面積の合計が2	491,	000円
				5,000平方メートルを超え		
				るもの		
		ウア及	(略)		_	
		びイ以外	建築物の延べ	面積が5、000平方メートル	361.	000円
				,000平方メートル以内のも	,	
		22/01/2	0	, , , , , , , , , , , , , , , ,		
		1	建筑版の延べ	面積が10、000平方メート	197	000円
		1			4 4 1 ,	
		1		5,000平方メートル以内の		
			もの	74 1 0		0 0
				「面積が25,000平方メート	491,	000円
		1	ルを超えるも	0		
		1				

改正案 (別添2)

別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第6条関係)

(第6条	♥関係)	
事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 都 市の		時期 で は で は 後 1
く炭建物築計の定申にす審低素築新等画認の請対る査	下 「適 合性 確認 機	
	(本) 第 5 4 条 第 1 項 号 同 で 日	

(株主等 の) (株主等 の) (株主等 の) (本 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1	1 1/14/		() II. III +-	(mt)		1 1
合		以外の担	住宅等	(化) 共用部	(略)	250 000	
0,000平方メートル以内の		.,.) J		359,000円	
1							
の部分					1		
5、000平方メートルを超 入、10,000平方メート 670,000円 でイ以外陸電報のの疑べ面積が5,000平方メート のもの でイ以外陸電報のが疑べ面積が5,000平方メート のもの でイ以外陸電報のが疑べ面積が5,000平方メートル以内 のもの 次の(1)及び(2)に類げる区分に応じて、次に現ける額(申請に併せて都市の低炭素化の課中請 表化に基づく中田があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げるのと 選及得除鍵上基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の手数料を加えた額 の事数料を加えた額 の事がオメートル以内の場 で適に				(ウ) 非住宅	(略)		
次、10、000平方メート				の部分	当該部分の床面積の合計が	670,000円	
中の主義を関する 中のでは、							
ウ ア 及 (略)							
でイ以外			ウァル	(四久)	ル以内のもの		
の建築物トを超え、10,000平方メートル以内 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変					面積が5 000平方メート	670 000円	
回もの						0 7 0 , 0 0 0 1 1	
市の 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の) 接端第5 5 条第 2 項の規定において準用する同法第5 4 条第 2 項の規定において建、一の産業物について別表第6 の 9 の項に掲げる 8 を第 2 項の規定において準用する同法第5 4 条第 2 項の規定において建、一の産業物について別表第6 の 9 の項に掲げる 8 を 9 の項に掲げる 9 の 項を 2 世に 2 世に 2 世に 2 世 9 世 9 世 9 世 9 世 9 世 9 世 9 世 9 世 9 世					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
低速 操進に関する法律第55条第2項の規定において建用する同法第54条第2項の規定 中請	2 都						
素化 に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げるのと 額(建築基準法第87条の4に規定する月降機に係る部分が合まれる場合においては、 音数具降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)							
の促 選に (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、きき 誘数昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額) の事数料を加えた額) (1) 申 第に 大第 1項 (略)							
当該							1
関す							Ç
# 第						*> 1 3041 C 767C7C 187	
(本字)			(略)	•			
条第 1項 の規に 合作性 の規定 を確認 機関 が作く低低 大の で							
1項の規定に基づく低機関が作く低成した都所のので変更のの認定の申請に対力審査 (略) 2000平方メートルを超え、10000平方メートル以内のものの部分が新築等等目がである法律第1を発生の申請に対力審査 (略) 3000平方メートルを超え、10000平方メートル以内のものの部ので変更のの認定の申請に対力法を推算を持定の申請に対力を指定していることを示す書類が提出された場合 (略) (2) (略) (四) (略) (四) (略) (四) (四) (回) (四) <			住宅等				
の規 定に 基づ (が作 成し た都 市の低 炭素 建築 物 新 (の の の の の の の の の の の の の の の の の の				分		88,000円	
でに 基づ (所) 水作 成し た都 市の 物類							
基づく低 成し た都 市 成 低炭 素 準 市 ののの で		. , –			-		
(人低) 大部の (成した都市の低炭業等 計画 (の変更の) (2000) ((立) 非住宅			
大部 市の 市の 下及 下及 下及 下及 下及 下及 下及 下	く低					88.000円	
物新 低炭素化の促進にする法律第 10				> HI->2		00,00011	
 無地面の変更のである。 一方では、	-				0,000平方メートル以内の		
計画 の促 進に 関す					もの		
変更の記定			/ //	, ,.,			
双定の						88,000円	
 記定 の申 情第 54 条第 1項 各号に掲げる 基準に適してことを示す書類が提出された場合 (2) (1) (略) (略) 	更の	関す			0,000平万メートル以内		
請に 対する審 1 項 各号に掲 げる基準に合し ているとを ・計類提 出された 場合 (2) (1) イ 共同(略)				07 6 07			
対する審 査 名号 に掲 げる 基準 に適 合し てい るとを 示書類 が提 出された 場合 (2) (1) (1) (1) (2) (1) (4) (4) (6)							
る審 査 1項 各号 に掲 げる 基準 に適 合し ていることを 示書類 が提 出された 場合 (略) (2) (略) (1) イ 共同(略)							
査 各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (2) (略) (1) イ 共同 (略)							
に掲 げる 基準 に合し てい るとを 示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) (略) イ 共同(略)							
げる 基準 に適 合し てい るとを 示す 書類 が提 出された 場合 (2) (略) イ 共同(略)							
に適 合し てい るこ とを 示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) イ 共同(略)							
合し てい るこ とを 示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) イ 共同(略)							
ていることを示す 書類が提出された 場合 (2) (略) (1) イ 共同(略)							
るこ とを 示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (略) (1) イ 共同(略)							
とを 示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) イ 共同(略)							
示す 書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) イ 共同(略)							
書類 が提 出さ れた 場合 (2) (1) イ 共同(略)							
が提 出された 場合 (2) (略) (1) イ 共同(略)							
れた 場合 (2) (略) (1) イ 共同(略)							
場合 (2) (略) (1) イ 共同(略)							
(2) (略) (1) イ 共同(略)							
(1) イ 共同(略)			/ m々 \				
				(略)			
					(略)		!

の場	分	当該部分の床面積の合計が5,	205,	000円
合		000平方メートルを超え、1 0,000平方メートル以内の		
		もの		
	(ウ) 非住宅	(略)		
	の部分	当該部分の床面積の合計が5,	361,	000円
		000平方メートルを超え、1 0,000平方メートル以内の		
		もの		
ウ	ア及(略)			
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	面積が5,000平方メートル	361,	000円
	の建築物を超え、10,	000平方メートル以内のも		
	(1)			

現行 (別添3)

別表第8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に 係る手数料) (第6条関係)

係る手数料)(第6条関係)	
事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 建築物のエ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画提出
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	又は計画
性能の向上に	(1) 非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の (略)	通知のと
関する法律第	向上に関する法律第11条第1項に規定する非	<i>き</i>
12条第1項	住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	
マは第13条		
	の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理	
第2項の規定	に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉	
に基づく建築	庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理	
物エネルギー	場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下	
消費性能適合	この表において同じ。)のみの場合	
性判定	(略)	
2 建築物のエ	(略)	
ネルギー消費		
性能の向上に		
関する法律第		
12条第2項		
又は第13条		
第3項の規定		
に基づく建築		
に基づく建築 物エネルギー		
消費性能確保		
計画の変更に		
係る建築物工		
ネルギー消費		
性能適合性判		
定		
3 建築物のエ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建	のとき
性能の向上に	築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に	
関する法律第	基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9	
35条第1項	の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分	
の規定に基づ	が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又	
く建築物エネ	は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	
ルギー消費性	(1) 申請に併せて (略)	1
能向上計画の		-
認定の申請に		
	ギー消費性能の の建築物 築物のエネルギ	
対する審査	向上に関する法 一消費性能の向	
	律第35条第1 上に関する法律	
	項各号に掲げる 第11条第1項	
	基準に適合して に規定する住宅	
	いることを示す 部分をいう。以	
	書類として区長 下この表におい	
	が定めるものが て同じ。)	
	提出された場合 (略)	
	(略)	1
4 建築物のエ	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建	申請のと
性能の向上に	築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において	き
関する法律第	準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、	٦
36条第1項	一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条	
の規定に基づ	の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機はは、1世にのいて日本の10の項子は11の項に提ばる類の手数料を加え	
く建築物エネ	機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加え	
ルギー消費性	た額)に相当する額を加えた額)	_
能向上計画の	(1) 申請に併せて (略)	
変更の認定の	建築物のエネル	
申請に対する	ギー消費性能の	

審査	向上に関する法 律第35条第1 項各号に掲げる 基準に適合して いることを示す 書類として区長 が定めるものが 提出された場合	
5 建ル能す1 2 2 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4 4 7 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 申請に併せて 建築物のエネル 半一消費性能の 向上に関する法 律第2条第1項 第3号の建築物 エネルギー消費 性能基準に適合していることを 示す書類として 区長が定めるものが提出された 場合	認定申請のとき
6 本性関行2通号のくル能変変で証券 準ギのる則年令第定築一保がにる 製・能す規8省)規建ギ確更更い明な を第1に物消計軽該こ で消上律平土51基工費画微当と	(略)	

備考

1 (略)

- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)又は4の部(2)の款イの項(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 4条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画

の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第 1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対す る常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部 分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計に より算出した額とする。

7 (略)

- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 4条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定 申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他 の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第8の3の項の規定により算出した額とする。

11・12 (略)

改正案 (別添4)

別表第8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務 に係る手数料) (第6条関係)

_ に係る手数料)	(第6条関係)	
事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 建築物のエ	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画提出
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	又は計画
性能の向上等	(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の (略)	通知のと
に関する法律	向上等に関する法律第11条第1項に規定する	き
第12条第1	非住宅部分をいう。以下この表において同	
項又は第13	じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又	
条第2項の規	は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖	
定に基づく建	場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物	
築物エネルギ	処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。	
一消費性能適	以下この表において同じ。)のみの場合	_
合性判定	(略)	
2 建築物のエ	(略)	
ネルギー消費		
性能の向上等		
に関する法律		
第12条第2		
項又は第13		
条第3項の規		
定に基づく建		
築物エネルギ		
一消費性能確		
保計画の変更		
に係る建築物		
エネルギー消		
費性能適合性		
判定		lama et et et
3 建築物のエ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建	のとき
性能の向上等	築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定	
に関する法律	に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の	
第35条第1	9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部	
項の規定に基	分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項	
づく建築物エ	又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた	
ネルギー消費	額) (1) 内部(2) (mg)	
性能向上計画	(1) 申請に併せて (略)	_
の認定の申請	建築物のエネル イ ア以外 (ア) 住宅部分(建 (略)	
に対する審査	ギー消費性能の の建築物 築物のエネルギー カト等に関する	
	向上等に関する 一消費性能の向 ・ 注集第25条第	
	法律第35条第 上等に関する法 1項を与に担ば	
	1項各号に掲げ 律第11条第1	
	る基準に適合し 項に規定する住 でいることを示 宅部分をいう。	
	11111	1
	(略)	4
4 建築物のエ	(略) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定
4 建築物の工	陸梁物エイルヤー相負性能向上計画変更認足申請手剱科 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建	変更認止 申請のと
性能の向上等	飲め(1)及び(2)に掲りる区分に応じて、次に掲りる領(申請に併せて建 築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項におい	甲頭のと
性能の向上等に関する法律	深物のエイルキー消貨性能の向上等に関する法律第36条第2項において に準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合において	Ç
第36条第1	は、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第8	
現の規定に基	は、一の産業物について別表第6の9の頃に掲げる領(産業基準伝第8 7条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該	
切り 規定に基 づく建築物エ	7条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該 昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を	
ネルギー消費		
性能向上計画		4
注形凹上計画	(1) 申請に併せて (略)	1

の変更の認定の申請に対する審査	建築物のエネル ギー消費性能の 向上等に関する 法律第35条第 1項各号に掲げ る基準に適合し ていることを示 す書類として区	
	長が定めるもの が提出された場	
	合	
5 建築物のエ	(略) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	認定申請
ネルギー消費	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	のとき
性能の向上等	(1) 申請に併せて (略)	
に関する法律	建築物のエネル	
第41条第1 項の規定に基	ギー消費性能の 向上等に関する	
づく建築物エ	法律第2条第1	
ネルギー消費	項第3号の建築	
性能基準に適	物エネルギー消	
合している旨の認定の申請	費性能基準に適	
に対する審査	合していること を示す書類とし	
	て区長が定める	
	ものが提出され	
	た場合	
	(略)	
6 建築物のエネルギー消費	(略)	
性能の向上等		
に関する法律		
施行規則(平		
成28年国土		
交通省令第5 号)第11条		
の規定に基づ		
く建築物エネ		
ルギー消費性		
能確保計画の変更が軽微な		
変更に該当し		
ていることの		
証明		

備考

1 (略)

- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)又は4の部(2)の款イの項(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8

- の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条 第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対 する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する 部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計 により算出した額とする。

7 (略)

- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為 に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を 行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて 算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認 定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び 他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第8の3の項の規定により算出した額とする。

11・12 (略)